

八幡平市監査委員告示第 2 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき実施した定期監査(令和 6 年 12 月実施分)の結果を、同条第 9 項の規定により公表する。

令和 7 年 2 月 13 日

八幡平市監査委員 村 山 巧
八幡平市監査委員 岩 根 修 象

記

第 1 監査の執行日時、対象及び場所等

期 日	対 象 課 等	時 間	場 所
令和 6 年 12 月 16 日(月)	企 画 財 政 課	10 : 00 ~ 12 : 00	議会議事堂 理事者控室
	市 民 課 清 掃 セ ン タ ー	13 : 15 ~ 16 : 30	
12 月 17 日(火)	防 災 安 全 課	10 : 00 ~ 12 : 00	
	総 務 課 選 挙 管 理 委 員 会	13 : 15 ~ 16 : 30	

第 2 監査執行者

監査委員 村 山 巧
監査委員 岩 根 修 象

第 3 監査の主眼

財務に関する事務事業の執行及び事業の管理が適切に行われているかを主眼とした。また合
規性に加えて、合理性、妥当性の視点からも監査を実施した。
なお、監査の実施にあたっては、八幡平市監査基準及び当年度の監査方針に基づき監査を行
った。

第 4 監査の方法

令和 6 年度における財務実務、事業の実施状況及び管理状況について、あらかじめ調書の提
出を求めたうえで、所定の調書に基づき各所属長等から説明を聴取するとともに、併せて既に

実施した例月現金出納検査の結果等を踏まえて、抽出調査の方法も併用し、関係書類を調査する監査の方法とした。

なお、各課等に事前に提出を求めた調書は次のとおりである。

(各課等)

事務事業の概要及び予算執行状況（歳入・歳出）、業務委託契約（随意契約）の状況、工事契約（随意契約）の状況、負担金・補助及び交付金の交付状況、徴収金に関する調べ（指定債権のみ）、財産管理の状況（公有財産等の管理状況）、職務に関連した現金等及び団体事務局の取り扱い状況、コンプライアンスの取組状況、指摘事項等の取組状況、年間スケジュール表

第5 監査の結果

監査の結果、各課等の一部の事務処理について、以下に掲げる事項が認められたので適切な措置を講じられたい。また、監査時に見受けられた軽易な事項については、その都度、担当職員に対して改善検討を要請した。

なお、指摘事項については、改善措置を講じたのち、その内容を速やかに監査委員に報告するものとする。

(1) 企画財政課

① 見積開封顛末書の記載不備について【注意事項】

令和6年度の「企業版ふるさと納税マッチング支援業務（その2）」について、見積開封顛末書の「8 顛末」に記載すべき寄附金額に対する予定割合を決定した時刻が未記入となっている。今後においては、担当者はもとより決裁権者を含めて決裁ラインにおけるチェック機能の強化を図り、適正な事務の執行に努めること。

(2) 市民課、清掃センター

① 委託業務処理日程表の受付及び回覧の未処理について【注意事項】

令和6年度の「住民情報システム改修業務（繰越明許）」について、業務委託契約書第4条の規定に基づき受注業者から提出された委託業務処理日程表の受付及び回覧処理が行われていない。同契約書同条第2項には、「同日程表の提出があったときは、遅滞なくこれを審査し」と記載されているので、当該日程表を審査した証としての受付と回覧処理を行う必要がある。今後においては、適正な事務の執行に努めること。

② 職務に関連した団体事務局として取り扱っている活動費用の立替え払いについて【注意事項】

八幡平市公衆衛生組合連合会の令和6年度現金出納簿を見たところ、備考欄に「立替払」と記載されているところが11か所あった。このことについて、事務局の市民課に説明を求めたところ、6月以降に支出されたパトロール保険代などの一部の活動費について、同連合会安代支部の事務局を担当する安代総合支所の職員が、個人のお金で立替え払いを行っていることが判明した。また、同連合会の預金通帳と現金出納簿の出金月日を照合した結果、複数の箇所において、不整合が見られた。当該活動費は公金であり、その収入と支出の会計処理は適正に行われなければならない。この会計処理の中に個人の立替金が計上されることはあっては

ならず、不適切である。今後においては、事務局担当職員による立替えに依らない支払い方法に改善するとともに、預金通帳と現金出納簿の間に不整合が生じないような会計処理に努めること。

(3) 防災安全課

① 補助金不交付決定通知書の誤記載について【注意事項】

令和6年度の「八幡平市老朽空家等解体工事費補助金」について、予算措置額を超えたことを理由に、補助金交付申請者に対して、当該補助金の不交付決定通知を行っている。ところが、一件綴りの中の公印押印済みの同決定通知書(写)全6件分の通知日を見ると、「令和5年7月9日」となっており、年度を間違えて記載している。当該決定通知は、市にとっても、申請者にとっても極めて重要な通知なので、今後においては、担当者はもとより決裁権者を含めて決裁ラインにおけるチェック機能の強化を図り、適正な事務の執行に努めること。

② 職務に関連した団体事務局として管理している預金通帳への補記について

【意見又は留意事項】

防災安全課が管理している団体等の預金通帳を見ると、一部の通帳について、長期間にわたって入出金の記録がないものが見受けられた。これだと、最後の記帳日以降、全くお金の出入りがなかったのか、それとも、単に記帳していないだけなのかわからないので、このような場合は、誰が見てもわかるように、その理由をメモ書きで通帳の最終記帳日の余白に記入しておくようにされたい。また、一部の通帳について、出金の内訳がメモ書きされていない箇所が複数箇所あったので、その都度、適切に記入するようにされたい。